

議案説明書

総合政策部 市民税課

提出議会：令和8年第2回定例会

1 案件名

議案第66号 市長の専決処分事項の承認について（佐野市税条例の改正）
（市民税課所管部分）

2 概要

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の公布に伴い、市民税等に係る所要の規定を整備する。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

【市民税関係】

（1）特定大口株主配当等の特定配当等への追加（第33条）

特定大口株主配当等（納税義務者が自己の同族会社である法人と合計した株式保有割合が3%以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等）については「総合課税」が義務付けられているとともに、特定配当等（配当等支払時の住民税の特別徴収）の対象外とされていたが、引き続き「総合課税」は維持しつつ、一般の上場株式等の配当と同様に特定配当等の対象となる。

（2）肉用牛の売却による事業所得に係る個人市民税の課税の特例の適用期限の延長（附則第8条）

肉用牛生産農家が一定の方法により免税対象飼育牛を売却した場合における、事業所得に対する個人市民税の所得割を免除する特例の適用期限を3年延長する。

（3）優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期間の延長（附則第17条の2）

地方公共団体や特定の民間事業者等が行う優良な宅地造成事業等のために、所有期間が5年を超える土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得金額のうち2,000万円以下の部分に対する住民税の税率が軽減される特例について、適用期限を3年延長する。

【軽自動車税関係】

（1）軽自動車税（環境性能割）の廃止

軽自動車税（環境性能割）の廃止に伴い所要の規定を整備する。

（2）グリーン化特例の延長

グリーン化特例の適用期限を2年間延長する。

4 その他の事項

施行日 令和8年4月1日

議案説明書

総合政策部 資産税課

提出議会：令和8年第2回定例会

1 案件名

議案第66号 市長の専決処分事項の承認について（佐野市税条例の改正）
(資産税課所管部分)

2 概要

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の公布に伴い、固定資産税に係る所要の規定を整備する。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

【固定資産税関係】

- (1)再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の規定の改正に伴い附則第10条の2第8項から第13項までを削除し、及び引用条項のずれ等を整備する。(附則第10条の2第3項から第7項まで)
- (2)地方税法の改正に伴い生じた引用条項のずれ及び(1)の規定の削除に伴う項ずれを整備する。(附則第10条の2第8項から第13項まで)
- (3)(1)の規定の削除に伴う項ずれを整備する。(附則第10条の2第14項及び第15項)
- (4)地方税法等の改正に伴い生じた引用条項のずれを整備する。(附則第10条の3第7項から第9項まで、第11項及び第14項)
- (5)利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する減額の規定の改正に伴い附則第10条の3第15項を削除する。

4 その他の事項

施行日 令和8年4月1日